

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
III 主要行等の監督上の評価項目	III 主要行等の監督上の評価項目
III－2 財務の健全性等	III－2 貢務の健全性等
III－2－1 自己資本の充実	III－2－1 自己資本の充実
III－2－1－1－2－2 自己資本の充実度の評価	III－2－1－1－2－2 自己資本の充実度の評価
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5)国際統一基準行については、自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準の補完的指標であって、過度なレバレッジの積み上がりを抑制するための簡素かつ非リスクベースの指標であるレバレッジ比率について、告示、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(以下「レバレッジ比率告示」という。)に定める水準以上のTier1資本を保有することが求められる。	(5)国際統一基準行については、自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準の補完的指標であって、過度なレバレッジの積み上がりを抑制するための簡素かつ非リスクベースの指標であるレバレッジ比率について、告示、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(以下「レバレッジ比率告示」という。)に定める水準以上のTier1資本を保有することが求められる。 <u>レバレッジ比率告示第2条ただし書の規定に基づき、日本銀行が、金融機関の日本銀行に対する預け金の額に大きな変動を生じせしめる金融政策を実施するような例外的なマクロ経済環境下においては、日本銀行が行う金融政策との調和を図るため、レバレッジ比率の分母となる総エクスポートの額から</u>

改正後	現行
	<p><u>日本銀行に対する預け金の額を除外しつつ、最低所要比率の見直しを行うこととし、当該比率については金融庁長官が別に指定する。なお、見直し後の最低所要比率については、マクロ経済環境等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。</u></p>